

# 障害福祉の計画書策定について

熊野町障害者保健福祉計画・第3期障害福祉計画を策定しました

障害者の地域での自立した生活を支援し、障害者保健福祉事業を効果的に展開するため、平成23年7月に行ったアンケート調査を基に、取り組むべき施策の方向性を定め、障害福祉サービスなどの見込み量を推計した、新たな「熊野町障害者保健福祉計画・第3期障害福祉計画」を策定しました。

## 計画の基本理念

共に支え合い、誰もが自立して健やかに暮らせるまちづくり

「子ども手当」は「児童手当」に変わりました

平成24年4月分から「子ども手当」は「児童手当」に変わりました。

支給額は、子ども手当と同額ですが、平成24年6月分以降は、所得制限が導入され、所得基準を超過した世帯については、一律で支給対象の児童につき5千円の支給となります。

平成24年4月分からの児童手当	
0歳～3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子)	15,000円
中学生	10,000円
所得制限額超過世帯児童(6月分以降)	5,000円

【現況届の提出について】平成24年6月1日現在、熊野町で児童手当受給をされている人については、現

## 計画の基本目標

【基本目標1】  
障害や障害者に関する正しい理解を促進します

障害や障害者に対する正しい理解を促進するため、啓発広報を充実させ、障害者を地域で支えていくための地域支援体制の構築や、地域福祉活動の展開に向けたボランティアの支援・育成に努めると共に、障害のある人の視点に立って改めて地域社会を見つめ直し、権利擁護と障害への理解を推進します。

- 【具体的な取り組み】
- 啓発広報の推進
- 虐待の防止および早期発見の推進など

【基本目標2】  
障害者とその家族の生活を支援します

相談支援体制については、一人ひとりの障害の状況や生活に適した体制づくりと、障害者を支える家族を中心とした介助者（支援者）への対応を充実させ、ライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に提供し、障害の原因の一つとなる疾病などの予防や早期発見・治療、早期療育体制の充実を推進します。

- 【具体的な取り組み】
- 身近に感じられる相談体制の整備
- 障害の予防と早期発見・早期対応など

【基本目標3】  
地域で学び、地域で働く場を確保します

障害のある児童生徒が社会の一員として、自己実現をめざした生きがいのある

生活が送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた適切な療育および教育を充実させ、障害者の適性と能力に応じた可能な限り就労の場に就き、最大限自己の力を発揮できるように、就労・雇用機会の充実を推進します。

- 【具体的な取り組み】
- 発達障害児（者）に対する指導・支援体制の整備
- 福祉と雇用の連携による就労支援など

【基本目標4】  
社会の中での活動機会を拡充します

身近な地域で障害者が、文化活動をはじめ、スポーツ・レクリエーションなどの様々な活動にも参加することで、自己の能力を最大限発揮し、生きがいのある生活を送れるよう支援します。

- 【具体的な取り組み】
- スポーツ・レクリエーション活動の推進

●外出を促進する各種制度の周知など

【基本目標5】  
安心生活のための施策の連携と総合的な展開を図ります

障害者を自然災害などから守り、安心で安全な暮らしを確保するため、地域住民や自主防災組織などと連携した、避難誘導体制などの防災体制を確立し、防災・防犯対策を推進します。

【具体的な取り組み】

- 住まいの場の充実
- 災害時の見守り体制の構築など

※この計画の「概要版」については、福祉課で配付しています。

☎福祉課 820・5605



## ●若年者納付猶予制度

30歳未満の人は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料を後払いすることができると制度です。

※学生および任意加入被保険者の人は、対象外です。  
※学生で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、「学生納付特例制度」をご利用ください。

☎広島南年金事務所 253・7710、住民課 820・5604

## 保険年金

国民年金保険料の免除制度について

平成24年度の国民年金の保険料は、14,980円ですが、経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。



子どもが生まれた人、新たに養育する子どもさんがきた人は手続きが必要ですので、速やかに申請をしてください。

☎民生課 820・5635

●一部納付（一部免除）制度  
申請により保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。  
一部納付は3種類です。それぞれの納付額は次のとおりです。

一部納付表	
納付額	保険料額
4分の1	3,750円
2分の1	7,490円
4分の3	11,240円

